

## 第6期 戦時下の財政金融と大蔵省

一定期間内にこの基金に返還させるというものであった。この基金を利用しうる商品は、輸出品原料であった。この基金を利用しうる商品は、輸出品原料であった。国内需要に転用のおそれのないものに限られ、それに対して外貨貸付の手続がとられる。その場合、為替銀行は外貨借入れの担保として正金銀行に国債をさし入れるほか、借入外貨の返済に充当すべき先物の外貨手形を準備し、その明細書を日銀に申告して、返済時期に確実に返済しうることを立証しなければならなかった。

この基金は設置当初、利用条件がきびしく、利率も英米に比して高く、期間が短かすぎたなどの事情があった。利用銀行は正金だけであったのが、その後利用条件が緩和され、適用商品の範囲も広げられたので、しだいに利用者が増加するに至った。

この基金が創設されたあと、政府はさらに外国為替余裕金をすべて日銀に集中するという措置をとった。これは、この基金が輸出品用原料の輸入以外に軍需資材その他の輸入にも利用されると、基金の回転が能率的でなくなるので、円滑な回転を期するためには、軍需資材の輸入のために別に豊富な決済資金を作る必要に迫られたからである。為替銀行保有の為替資金を有効に使用することは年来の懸案であった。各為替銀

行が別々に多少の余裕を持つよりも、これを中央機関に集中して重点的に使用したほうが、はるかに効率的であったから、外国為替基金が設定されるに及んで、それとの関連で為替銀行の余裕外貨資金を現買または現買先売りにより日銀に集中することになったのである。この資金集中は外国為替管理法の発動による強権によらず、為替銀行の自主的協力に期待し、日銀との個別的契約によって行なわれた。外国為替基金の設定と余裕外貨資金の集中という二つの措置により、日銀は為替市場において強力な統制力が与えられる結果となった。

注1 金価格の値上げについては、金資金特別会計設置後も、大蔵省内でかなり議論された。特に朝鮮総督府は値上げを強く主張した。さらに14年春、金の強制買上権限を規定する産金法改正が議会で審議されたときも、1グラム3円85銭では安すぎるからこれを引き上げよ、という意見が非常に強かった。これに対して大蔵省当局はどこまでも金価格を据え置こうという意向であり、ついに引上げは行なわれなかった。大蔵省が値上げに反対したのは、この際金価格を引き上げることになると、早いうちに金を政府に売った人に損をかけることになり、また将来も値上げを予想して政府に売ることをためらう思惑が出ることをおそれたためであった(昭和財政史資料 相田岩夫述)。

## 第3章 戦時体制の進展と財政金融政策

## 第1節 第2次大戦の開始と日本の戦時経済への影響

昭和12年以来続けられてきた生産力拡充政策は、初めのうち順調に軍需生産を伸ばしたが、14年春を過ぎるころから多くの困難に直面した。軍需生産の基礎である鉄、石炭、電力、工作機械等の諸産業の生産の停滞、重要基礎物資および消費財の著しい需給不均衡と急速な国家財政の膨脹に基因するインフレの昂進、企業利潤の増勢鈍化による株式の低落等々。そしてこれらの困難をいっそう深刻にしたのは、英米との対立激化、第2次欧州大戦の勃発による基礎資材の輸入難であった。

賀屋蔵相の財政経済三原則に示された生産力拡充政策は「日満両国を通じて経済力の充実発展を図る」ことを強調し、日満を一体とする生産力拡充体制に期待していたけれども、なお多くの物資を英米経済圏から輸入することを前提にしていた。実際これまでの生産力拡充は英米両国との貿易に依存して続けられてきたのである。そのことは、11年以降においても、わが国の対英米貿易の全貿易額に占める地位が、輸入において50~60%、輸出において30~50%に達していたことにも示されている。賀屋蔵相以降の歴代の大蔵大臣も、対英米圏貿易というルートが途絶えると、生産力拡充政策に支障をきたすことを強く認識していた。

第1次近衛内閣のときに、日・独・伊三国軍事同盟問題が閣議で論議され、同盟が仮想敵国とする対象をソ連のみに限定するか、英仏をも含めるかが論議の焦点となった。この問題は上述の意味で単に外交問題であるばかりでなく、戦時経済の基本にもかかわる問題

であったのである。当時の池田蔵相は、英米との政治的対立を深めれば生産力拡充政策の前提条件がくずれるという見地から、同盟の対象に英仏をも含めるとする案に強く反対した。次の石渡蔵相もこの考えを受け継ぎ、平沼内閣の五相会議で、英仏をも対象とするという独伊両国から提案された同盟案に強硬に反対したのである。

次の阿部内閣では青木一男が蔵相に就任したが、この内閣の時には三国同盟問題は独ソ不可侵条約の締結で一時的に下火になった。しかし昭和14年にはいると、国際情勢は緊迫した。すなわち、14年9月、ヨーロッパで第2次大戦が勃発し、ポンド地域との貿易は著しく困難になった。ヨーロッパの戦局が進展するにつれて、



第43代大蔵大臣 石渡荘太郎



日米通商航海条約廢棄を報ずる新聞記事

本来消費財、奢侈財を主とする日本の輸出は各国の輸入制限のため著しく減少し、一方、工業原料、機械類の輸入も欧州各国の輸出制限、輸送船舶の制限によって減少せざるをえなくなった。さらにアメリカは14年7月、日米通商条約の廢棄を通告、同条約は15年から失効することになった。また国防資材輸取出結法、工作機械その他の軍需資材の対日禁輸についてのシェパード・メイ法の成立により、アメリカからの重要資材の輸入はますます困難になった。わが国においても、第2次大戦開始後、懸案の三国軍事同盟問題が再燃し、

## 第2節 日華事変下の予算

### 1 予算膨脹と物資需給の窮迫

事変の拡大によって戦費とそれに伴う時局関係経費の累積は避けられない形勢となった。すでに馬場財政以降、公債漸減主義は放棄され、増税も実施されて、予算の膨脹に対する財源調達の方法が開かれるに至った。だが、問題は予算膨脹による国民経済への影響にあった。事変下の財政政策、ひいては予算編成の問題は、もはや軍需を制することではなくて、財政膨脹の悪影響をできるかぎり少なくすることにあった。

15年9月同盟の締結をみるに至る。ここにおいて英米勢力との対立は決定的となり、経済的交流は期待できない事態となった。

このことは英米経済圏との貿易を前提とするこれまでの生産力拡充政策がたちゆかなくなったということであった。そこで日本は戦時経済すなわち軍事的な生産力拡充政策の重要な物的基礎をなす資材の供給を満州・中国・朝鮮を中心とする極東地域に求めざるをえなくなった。同時に国内では乏しくなった物資をいっそう有効に緊急産業へ集中し、ますます増大する軍需に応じる必要が生じてきた。そこで資金と物資の両面からの統制が一段と強化されることになった。事変開始以来、部分的、臨時的なものとして実施されてきた諸政策を総合し、恒久的な経済統制機構を作ることが、戦時経済を継続するために緊急事となったのである。このような変化が顕著になったのは、15年7月、第2次近衛内閣が成立して以来である。「経済新体制」の樹立がそれであった。基礎資材の供給源を「東亜地域」に求めつつ、戦時経済体制をますます徹底させようとしたのである。以下、こうした時期における財政金融政策を述べることにする。

最も大きな課題は、政府予算と物資需給の調整をどうするかということであった。この観点はすでに賀屋蔵相が提唱した財政経済三原則に示されていた。事変当初懸念されたことは、生産力拡充政策の促進により重要物資に対する民間企業の需要が急増するうえに、政府需要が増加すれば、輸入の増加を招来し、国際収支を悪化させ、ひいては戦時経済の遂行に支障をきたすという点にあった。そこで前述のように「物の予算」が作られたのである。つまり金融面において、生産力拡充資金と国債消化資金の競合が大きな問題であった

ように、財政面でも重要物資や労力に対する民需と政府需要との競合が問題となったのである。

この重要物資に対する競合はその後ますます深刻化した。というのは、14年後半から、わが国の生産活動は停滞傾向を強め、重要基礎物資の生産は需要に追いつかなくなつたうえに、14年9月の欧州大戦の開始、アメリカの対日禁輸政策等国際情勢の変化に基因して、基礎資材の輸入が困難になったからである。重要物資供給不足の状態では、政府需要をふやすことは物価騰貴をもたらす、戦時経済を破綻させることになる。しかし、一方では事変の拡大に伴い戦費は激増し、停滞した生産力拡充を促進するためには財政支出の増加が必要とされた。こうして財政の運営は困難の度を高めたのである。

このため政府は予算編成と物資需給計画とを密接に結びつける方式をとった。すなわち14年度予算からは、各省予定経費要求書に付随する物資需要調書を大蔵省に提出させ、同時に企画院において立案された物資需給計画に基づいて査定基準を定め、各省要求予算に含まれる物資の需給をこの計画に適合させることにした。15年度予算では、「国家総動員諸計画の設定と予算の策定との間に有機的なる連繋を保持」すべきことが予算統制大綱にうたわれ、物資、資金、労力等との関係につき十分意を用いて編成されることになった。そして各省に対して物資需要調書のほか、労務需要調書の提出をも要求した。16年度予算では重要国策の予算上における統一と産業保護の重点主義、不要不急物資の節用主義が編成過程で一段と徹底された。国策重点主義を予算面に具体化するために、広瀬大蔵次官は次官会議を提唱し、事務的予算は次官会議で決定し、重要な政策の予算化のみを閣議で決定するという方法をとった。

大蔵省は予算の査定で重要物資や労力を多く要する事業の繰延べや不急不要経費の削減を行ない、年度経過中においても物資需給の調整を図る観点から、毎年予算の節約方針を決定し、時局経費以外のものの節減を要求した。こうした努力により不急不要の経費、戦



第44代大蔵大臣 青木一男

争との関係がより薄い経費は大幅に節約または繰り延べられた。しかし、予算の中心をなす軍事費の膨脹は戦局の進展のため抑えることはできず、生産力拡充や戦時国民生活確保等の必要経費も年々増大せざるをえなかった。そのため事変下の予算は年々膨脹していった。いま12年度から16年度に至る4年間の予算の推移をみると、一般会計は30億円から87億円へと、約3倍近くの膨脹を示し、臨時軍事費特別会計は25億円から115億円へと5倍近くの激増を示した。予算の内容はますます戦争目的に集中されていったのである。

### 2 特別会計の増設と臨時軍事費特別会計への繰入れ

この時期の財政運営の特色の一つは、特別会計を増設したことである。特別会計の総数は、11年度には34であったが、12年度から目だって増加し、12年度には39、16年度には50となり、さらに18年度までに54にふえた。その後特別会計の整理統合が行なわれたけれども、なお、終戦時には40の特別会計を数えた。臨軍会計以外の特別会計の歳出予算総額も12年度から16年度の間、132億円から252億円へと増大し、一般会計の3倍ないし4倍の規模をもつことになった。戦時財政は一般会計、臨時軍事費特別会計、各特別会計の三本の柱



で運営されたということが出来る。

12年度以降に増設されたおもな特別会計は、保険事業会計7、軍事関係会計3、経済統制のための物品または資金の管理会計4、それに地方分与税分与金特別会計、政府出資特別会計等である。いま、特別会計の数が最もふえた18年度までに設置された各特別会計の設置および廃止された時期、その機能別分類を別記すると、次表のようになる。

(○印は昭和年度以降に新設されたもの)

	始 期	終 期
<b>(1) 軍関係および軍工廠会計</b>		
○臨時軍事費特別会計	昭和12年	昭和21年
○臨時陸軍材料資金特別会計	昭和14年	昭和17年
陸軍造兵廠特別会計	大正12年	昭和21年
陸軍製絨廠特別会計	明治23年	昭和21年
海軍燃料廠特別会計	大正10年	昭和21年
海軍火薬廠特別会計	大正8年	昭和21年
海軍工廠資金特別会計	明治38年	昭和21年
○陸軍航空工廠資金特別会計	昭和15年	昭和18年
	(一般会計に帰属)	
<b>(2) 事業会計</b>		
造幣局特別会計	明治23年	現 存
印刷局特別会計	明治23年	現 存
専売局特別会計	明治32年	昭和24年
○燃料局特別会計	昭和18年	昭和22年
	〔「アルコール専売事業」へ帰属〕	
帝国鉄道特別会計	明治42年	昭和22年
通信事業特別会計	昭和9年	昭和24年
学校及図書館特別会計	明治40年	昭和19年
	(学校特別会計へ)	
帝国大学特別会計	大正14年	昭和19年
	(学校特別会計へ)	
官立大学特別会計	大正10年	昭和19年
	(同 上)	
大蔵省預金部特別会計	大正14年	昭和26年
<b>(3) 事業資金または基金特別会計</b>		
営繕用品資金特別会計	昭和18年	昭和21年
教育基金特別会計	明治32年	昭和18年
	(廃止 一般会計へ帰属)	
対支文化事業特別会計	大正11年	昭和18年
	(廃止 同上)	
教育改善及農村振興基金特別会計	大正14年	昭和18年
	(廃止 同上)	
<b>(4) 保険事業会計</b>		
健康保険特別会計	大正15年	昭和19年
	(厚生保険へ吸収)	

労働者災害扶助責任保険特別会計		
○職員健康保険会計特別	昭和7年	昭和22年
	昭和15年	昭和18年
	(健康保険へ吸収)	
○船員保険特別会計	昭和15年	昭和19年
	(厚生保険へ吸収)	
○労働者年金保険特別会計	昭和16年	昭和19年
	(厚生保険へ吸収)	
家畜再保険特別会計	昭和4年	昭和19年
	(農業再保険と統合)	
○漁船再保険特別会計	昭和12年	現 存
	(現在、漁船再保険及漁船共済再保険となる)	
○森林火災保険特別会計	昭和12年	現 存
	(現在森林保険となる)	
○農業再保険特別会計	昭和14年	昭和19年
	(農業家畜再保険となる。昭和22年から農業共済再保険)	
簡易生命保険特別会計	大正5年	昭和20年
	(郵便年金と統合)	
郵便年金特別会計	大正15年	昭和20年
	(簡易生命保険及郵便年金特別会計となり現在に至る)	
損害保険国営再保険特別会計	昭和15年	昭和19年
	(廃止)	

<b>(5) 物品または資金管理会計</b>		
食糧管理特別会計	大正10年	現 存
	(昭和17年米穀需給調節会計から食糧管理会計へ改称)	
糸価安定施設特別会計	昭和4年	昭和18年
	(廃止 一般会計へ帰属)	
○薪炭需給調節特別会計	昭和16年	昭和24年
○金資金特別会計	昭和13年	昭和24年
○為替交易調整特別会計	昭和18年	昭和21年
<b>(6) 資金整理会計</b>		
○地方分与税分与金特別会計	昭和15年	昭和23年
○政府出資特別会計	昭和15年	昭和21年
国有財産整理資金特別会計	大正11年	昭和18年
国債整理基金特別会計	明治39年	現 存
公債金特別会計	大正8年	昭和21年
○特殊財産整理資金特別会計	昭和18年	昭和22年
<b>(7) 外地特別会計</b>		
朝鮮総督府特別会計	明治43年	昭和21年
台湾総督府特別会計	明治30年	昭和21年
関東局特別会計	明治40年	昭和21年
樺太庁特別会計	明治40年	昭和21年
南洋庁特別会計	大正11年	昭和21年
朝鮮鉄道用品資金特別会計	大正14年	昭和21年
台湾官設鉄道用品資金特別会計	明治35年	昭和21年
○朝鮮食糧管理特別会計	昭和18年	昭和21年
○台湾米穀移出管理特別会計	昭和14年	昭和21年
朝鮮簡易生命保険及郵便年金特別会計	昭和4年	昭和21年

財政運営の戦時体制化に伴い、新たに登場した特別会計のみならず、あらゆる特別会計がなんらかの形で国策の遂行に動員され、戦時の必要に応じて臨機の措置をとりうるような制度が必要となった。そこでこれらの特別会計の会計組織や運用方式のうえにもいくつかの改革が加えられた。第一には、政府事業会計や外地特別会計の一般会計および臨軍会計への繰入制が実施されたことである。政府事業の会計は従来漸次一般会計から独立させる方向に進んできたが、戦時体制にはいつてからは、臨軍会計や一般会計の財源が不足したため、政府事業益金や外地の税収入もその財源に繰り入れられ、また特別会計保有の資金も国債消化資金に役だてることになったのである。第二には、軍関係の特別会計にはその特殊な機能を果たすために、会計原

則の例外規定、たとえば、会計年度を1年と限らない制度や、物品交換や物資売払いを認める規定などを設けることになった。第三には、特別会計の運用については、勅令に委任される事項が多くなり、運用の弾力性が図られた。第四には、経済統制のため経済管理機能を果たす特別会計が多くなったが、これらの会計のもとには、国策会社あるいは営団などの政府関係機関が設けられ、直接的な統制管理的活動はこれらの機関にゆだねられ、特別会計はこれら政府機関の機能と国家財政を結びつける役割をになうことになった(たとえば、金資金特別会計と産金振興株式会社、食糧管理特別会計と食糧営団、為替交易調整特別会計と交易営団等)。戦時中のこのような管理機構は戦後にも受け継がれている。

### 第3節 戦時増税と税制改革

#### 1 昭和12年度以降の戦時増税

馬場蔵相のもとで立案された根本的な税制改正案は結局実現をみるに至らなかったが、昭和12年度以降は、急激に膨脹する財政支出をまかなうために、公債の増発と並んで毎年増税により財政収入をふやす方針がとられた。そして15年に至り再び根本的な税制改革が取り上げられることになる。ここではまず、15年の税制改革に至るまでの間に臨機に行なわれた増税措置を概観することにする。

##### (1) 「臨時租税増徴法」その他による増税(12年度)

これは前にも述べたように結城蔵相が馬場税制案に代えて12年4月から実施したもので、馬場税制案で立案されたもののうち比較的財界に影響が少なく、実行可能なものを取り入れた増税であった。「臨時租税増徴法」(昭和12年法律第3号)は所得税を中心としたもので、同時に法人資本金税、外貨債特別税、揮発油税、有価証券移転税が新設された。所得税の増徴は、法人の普通所得および清算所得の税率引上げ、同族会社加算

税の増徴、第2種および第3種所得税率の引上げ、国債利子への課税、配当所得控除額の引下げなどを内容としている。その他、法人の営業収益税および資本利子税の税率引上げ、相続税の増徴、鉱産税の税率引上げ、特別鉱産税の創設、酒税および砂糖消費税の税率引上げ、取引所税の増徴、臨時利得税の税率引上げが実施された。

この増税は臨時応急の措置として行なわれたが、戦時増税の端緒となった相当大幅な改正であり、この改正による税収増加額は2億6,958万円に上った。

##### (2) 「北支事件特別税法」による増税(12年度)

日華事変が勃発すると、賀屋蔵相は事変費の一部を増税に求める方針をとり、12年8月から「北支事件特別税法」(昭和12年法律第66号)が施行された。この税法による増収額は臨時軍事費特別会計に直接繰り入れられるものとされ、1年限りの臨時税として実施された。その内容は、(1)所得税額の5分ないし1割の増徴を目的とする所得特別税、(2)臨時利得税の1割5分増徴を目的とする臨時利得特別税、(3)株式等の利益配当のう

ち比較的高率の配当金に課税する利益配当特別税の新設、(4)公社債利子のうち、4%ないし4.5%を越える高率利子に課税する公債および社債利子特別税の新設、(5)比較的贅沢品、奢侈品と認められる物品に課税する物品特別税の新設からなっていた。この特別法による増収額は1億円余であった。

(3)「支那事变特別税」および各税法改正による増収 (13年度)

その後、戦局は全中国に波及し、戦費の増大をきたしたので、その戦費の一部を租税でまかなうため、再度増収案を立案する必要性が生じた。大蔵省はこの増収を戦時増収を目的とする「支那事变特別税法」(昭和13年法律第51号)と各税法の部分的手直しによって行なう方針をとり、第73議会に關係法案を提出して、13年度からこれを実施した。

支那事变特別税は、北支事件特別税に代わって臨時軍事費に要する財源の一部にあてるための臨時増収である。同法により所得税、法人資本税、砂糖消費税および取引所税を増徴し、利益配当特別税、公債及社債利子特別税は北支事件特別税と同様に課税し、物品特別税は従来の課税品目以外にその課税範囲を拡張し、さらに通行税、入場税を新設することになった。このうち所得税については、2割5分の増徴を提案した政府原案は議会で修正されて、2割2分5厘に決まり、法人の超過所得に対する増徴額は1割にとどめ、第2種所得の増徴額は原則として2割5分とし、第3種の個人所得税の免税点を1,200円から1,000円に引き下げるなどの改正が行なわれている。また戦時増収の一つとして臨時利得税法の改正が行なわれ、昭和9年から11年に至る3年間の平均利益を超過する増加利益にも、戦時利得として高率の課税が実施された。

これと同時に「臨時租税増徴法」、「所得税法」、「相続税法」等の部分的改正が行なわれ、第3種所得税と相続税との増徴割合を階級割増徴によっていたのを超過累進税率による増徴にしたことと、退職金への課税、多額の保険金への相続課税等の実施が決められた。他方、主として事变の影響等による収益減少者の負担軽減

減を図るため「臨時租税措置法」(昭和13年法律第52号)も制定された。以上のような改正により得られた増収額は約3億0,400万円であった。

(4)特別税法その他臨時税法改正による増収 (14年度)

昭和14年度予算はさらに膨脹したため、引き続き増収の必要が生じた。14年の増収は「支那事变特別税法」、「臨時利得税法」の改正によって臨時利得税、物品税等を中心に行なわれると同時に、「臨時租税措置法」の改正により、戦争遂行上必要な生産力拡充、重要産業振興のための減免税措置が講ぜられた。

特別税法の改正では、清涼飲料税、砂糖消費税、印紙税、利益配当税、公債及社債利子税の諸税を増徴するとともに、物品税の課税品目の範囲拡張および税率引上げを行ない、また新たに建築税、遊興飲食税を創設した。臨時利得税については、税率の引上げ、平均利益計算方法の改正を行なうとともに、事变後の特殊利益たる個人の船舶および鉱業権の譲渡利得に新たに課税することとなった。これらの改正で増加した増収額は1億9,583万円であった。

2 税制改革の審議経過

馬場税制案が見送られたあと、まもなく事变が勃発し、政府は緊急事態に対処するのに追われて、税制の根本的改正を検討する余裕をもたなかった。すでに12年の「臨時租税増徴法」の成立の際に、衆議院は中央・地方を通ずる根本的税制改革を行なうことを付帯決議として議決し、「支那事变特別税法」の可決にあっても同様の決議をしていたが、大蔵省は恒久的な税制改正を延期してきた。しかし、たび重なる臨時増収により税制が非常に複雑となり、徴税事務当局さえとまどいする事態が生じ、どうしても税制の根本的改正に着手しなければならぬ状況となった。

そこで昭和14年春「支那事变特別税法改正案」が第74議会で審議されていた際に、平沼内閣の石渡蔵相は、事变も長期建設の段階にはいったので、これに即応して次年度を期して懸案の税制の根本的改正を断行する旨を言明した。これを契機として税制改正が再び検討

界が各方面に及ぼす影響が大きいとして難色を示した。大蔵省はこれらの答申に基づいて主税局試案を再検討して、改正法案の作成を行なった。問題の産業組合については負担の均衡上課税を実施することにし、銀行預金利子については、納税者の申請がある場合に限り、利子支払いの際に課税する源泉選択の制度を認めることを省議で決めた。

以上のようにして税制改正の要綱は石渡・青木両蔵相の手から、米内内閣の桜内幸雄蔵相に引き継がれ、これに関連した国税、地方税を通ずる税法案45件が、同年2月、第75議会に提出された。政府原案は議会の審議で勤労所得、事業所得、山林所得、退職所得、不動産所得の免税点または基礎控除の引上げ、生命保険料控除の新設、相次相続の免除、特別法人税の税率引下げ、遊興飲食税の免税点設置、物品税の一部課税品目の削除等、総額6,500万円程度の緩和修正を受け、3月25日議会通过し、37に上る税制改正に関する法律は3月29日公布されるに至った。ここに多年の懸案であった税制の根本的改正が実現されたのである。

3 昭和15年税制改革の内容

昭和15年の税制改革は、中央・地方を通じて、その範囲はきわめて広範にわたっているが、ここではその要点を概説するにとどめる。

(1)所得税の改正

改正の中心点は分類所得税と総合所得税の二本建にしたことである。すなわち、前者は所得をその性質によって不動産所得、配当利子所得、事業所得、勤労所得、山林所得、退職所得の6種類に分け、それぞれについて異なった免税点または基礎控除、税率を設けて、各種所得間の負担の均衡を図った。税率は資産所得である不動産、配当利子所得については10%、事業所得は8.5%、勤労所得は6%の順で比例税とした。また所得の大小による負担力の差異に配慮するため、従来の第3種所得税の例によって総合所得税を設け、5,000円以上の所得者に限り5,000円をこえる所得に対し10%ないし65%の累進税を課することにした。なお公社

されることになった。すなわち、同年4月5日から税制調査会が設けられ、中央・地方を通ずる税制の一般の改正に関する方策が諮問された。そして、この調査会に提案する大蔵試案が主税局において作成された。

政府はこの税制改正の目標に、租税負担の均衡化、経済政策との調和、税収入の弾力性、税制の簡素化の四つを掲げ、その主眼を直接国税、特に所得税の体系の改革においた。直接国税体系に関する主税局試案の骨子は、(1)所得税を中枢とし、収益税を補完税とする従来の体系を改めて、所得税を分類所得税(所得の種類ごとに税率に差等を設けた比例税率をもって課税するもの)と一般所得税(一定金額以上の所得に対して累進税率をもって課税するもの)の二つとし、収益税制度は廃止すること、(2)収益税たる地租、家屋税および営業税はこの機会に地方団体の財源に充当すること、(3)法人税を創設すること、(4)勤労所得、配当利子所得について源泉課税の方法を採用すること、(5)基礎控除、家族控除の制度を拡充することなどであった。所得税を二本建にする構想は、イギリスの所得税制(普通税と付加税とに分け、普通税の比例税率を財政の需要に応じて加減することにより税制に弾力性を与えている税制)に学んだものであるが、これに当時フランスで行なわれていた税制を参考にし、分類所得税を取り入れ、主税局試案が作成されたのである。

大蔵省は税制調査会に対して、直接国税のほか、各種の間接税、地方税制についても改正案を提出し、調査会はこれを基礎に審議を重ねたすえ、10月26日に最終答申を決定して、これを政府に提出した。同調査会はこの答申の中で、所得金額の計算方法、不動産所得における控除制度、産業組合への課税、負債利子の無条件控除、配当所得に対する控除、公社債および銀行預金利子の総合課税、法人の所得計算についての法人税の損金算入、相続税の増徴の軽減、酒税について従価税制度の加味等多くの事項について修正または考慮を要するものとして指摘した。特に問題になったのは、産業組合の課税と銀行預金利子の総合課税であった。前者については農林省の強い反対があり、後者は金融



日華事変下の税制改正に関する新聞記事

債、銀行預金利子については、従来と異なり総合課税を建前とし、総合に際しては4割控除を行なった。しかし、納税者の申請によって、総合課税に代えて15%の税率で源泉徴収制を採用できることにした。

(2)源泉徴収制の拡大

もう一つの大きな改正は、配当利子所得のほかに新たに勤労所得に対しても源泉課税の方法を採用し、納税の簡易化を期したことである。増税の必要からこの改正で勤労所得の免税点は従来の1,200円から720円(大蔵原案では600円であったが、議会で修正された)に引き下げられたが、これにより低額所得者にも所得税負担がおよび、納税人員も急激に増加するので、徴税の必要からも源泉徴収の制度が採用されたのである。

(3)法人税、特別法人税の創設

法人所得への課税については、所得税から独立させるのを適当として法人税を創設した。これにより従来の第1種所得税、法人営業収益税、法人資本税は廃止され、法人税に統合された。その税率は一般法人の所

得に対しては18%とし、資本については従来の1,000分の1.2を1.5に引き上げた。

同時に法人所得の計算について注目すべき二つの改正が行なわれた。その一つは、従来所得の計算上その期に納付した所得税、臨時利得税等を損金として取り扱っていたのを改めて、法人税ではこれを損金として控除しないとした点である。この改正により法人の課税所得が従来より大きくなることになったが、これによる増収増加分だけは、税率を低くすることで調整されたが、これは将来税率引き上げの余地を残したという点で税制に弾力性を与えることも可能にした措置であった。もう一つは欠損金の繰越控除を認め、法人の各事業年度開始の日前3年以内に生じた欠損は現年度の利益と通算することにした点である。

また産業組合、商業組合、工業組合等の特別法人に対して新たに6%の特別法人税が設けられることになった。

(4)酒税、砂糖消費税の改正

酒税については、従来いくつかの税法に別々に規定されていて相当複雑になっていたのであるが、今回の改正で税制の簡易化を図るため、これらの規定を全部酒税法という単一税法に統一することにした。しかし、課税方法としては従来問題となっていた庫出税制度への移行は必ずしも適当でないとされて、依然として造石税と庫出税とを併用することにした。砂糖消費税では、これまでの色相課税制度を廃止して、製造方法と糖度による課税の制度を採用することに改められた。

(5)地方税制の改正

地方税制に関しては、三つの重要な改正が行なわれた。第一は、直接国税体系の改組に関連し、地租、営業税、家屋税を地方公共団体の財源に移すことに改められた点である。もっとも課税の方法としては、課税標準を全国的に統一する必要があるという理由で、これら諸税の負担全体の4分の1を一応国において徴収し、その徴収した税額は課税物件の所在する府県に還付することとし、さらに府県は国の課する税額と同額程度を、市町村は国の課する税額の2倍程度をそれぞれ付加税として課することにした。第二は、これに伴い地方分与税制度を採用したことである。これは国と地方との財源および地方団体間の財源の地域的格差を調整する目的で設けられたもので、還付税と配付税からなっている。すなわち、国税として徴収した地租、家屋税、営業税はその全額を還付税として府県に還付することは前述したが、これとともに所得税、法人税の徴収額の17.38%ならびに入場税、遊興飲食税の50%をもって配付税とし、各地方団体の人口、課税力、財政需要等を標準として、道府県、市町村に対し調整的に交付することにしたのである。配付税は現在の地方交付税と同じ考え方に基づくものである。第三は、税制の整理特に戸数割および所得税付加税の廃止であった。戸数割は従来負担均衡のうえから問題があり、馬場税制案でもすでに全廃が考えられていたが、今回これが廃止されるに至ったものである。所得税付加税については、所得税の税率が高まってくると、税制の弾力性のうえから廃止の必要が生まれてきた。つまり



第45代大蔵大臣 榎内幸雄

地方団体の付加税の中には相当高率のものがあつたが、国が所得税の税率を決める場合には、これらのなかで最高税率を考慮せねばならず、所得税にこうした制約を与えることは所得税の弾力性を少なくするという点から、付加税廃止の考え方ができたのである。そして、これらに代わる税として新設されたのが市町村民税であった。もっとも、市町村民税の課税最高限度は低く抑えられており、市町村民税の重課により、所得税の応能負担原則による課税が制約されることのないよう配慮されたのである。

昭和15年の税制改正においては、税体系の改革と並んで各税目の大幅な税率引き上げを行なったため、国税は新たに6億5,000万円の増収となった。

(6)税制改正後の租税体系

昭和12年度以降の増税は主として取得税に力が注がれ、15年の税制改正においても所得税、法人税、臨時利得税を中心とした増税が行なわれた。その結果これらの諸税の増加は他の税をはるかにしのぎ、租税体系中の大宗たる地位を占めるに至った。一方、酒税をはじめとする消費税についても、税率の引き上げや新税創設で相当の増税が行なわれたが、消費税を課税する物品は不急不要のものが多いため、戦時にあってはその



生産が著しく制限され、税率を相当引き上げたとしても、税収はそれほどふえず、したがって、消費税の増加は取得税にはるかに及ばなかったのである。このため、16年度以降の税収構造においては、所得税が税収中の

王座を占め、臨時利得税、法人税がこれに次ぐに至り、事変前の消費税が主要な地位を占めていた租税収入とは異なった構造をもつこととなったのである。

## 第4節 国債消化政策と貯蓄奨励運動の展開

### 1 日華事変下の国債消化政策

日華事変の開始により国債の増発は避けがたい形勢となった。事変勃発直後、臨時軍事費特別会計が設置されて戦時体制にはいったが、戦局が進展するにつれて急増する軍事費をまかなうには、公債財源によらざるをえなくなったからである。高橋蔵相時代には公債の発行限度をめぐって大蔵部内でも討論されたが、事変開始後は戦費調達のために国債を発行することは議論の余地のない施策となった。高橋蔵相時代における公債発行のおもなる理由が、一般会計の歳入補填のためであったとすれば、この時期の公債発行のおもなる理由は、戦争の遂行、国防力の強化、すなわち戦争公債に変わってしまったのである。

こうして12年度以降、国債発行額は急激に増加した。新規発行の国債総額は12年度22億円であったが、13年度45億円、14年度55億円、15年度69億円となり、16年度にはついに100億円を突破している。そしてこのうちの70~80%が軍事公債であった。国債の年度平均発行高をみると、昭和7~11年度の7億円未満に対して、この5年間にそれは59億円に達し、飛躍的增加を示した。公債収入は、戦時財政の運営において、もはや臨時的収入ではなく、恒久的収入たるの地位をもつことになったのである。

このように公債発行の常態化した財政運営のもとでは、公債の消化を図ることがますます必要となり、公債消化政策に戦時財政の成否がかけられることになった。これまで国債は主として日銀引受けで発行され、

日銀の公開市場操作を通じて公債の消化が行なわれてきた。そして低金利政策がこれを援護した。ところが戦時経済への移行は、国債消化の資金源となる金融市場の様相を大きく変えた。生産力拡充の促進により生括資金の需要が激増し、金融市場において国債消化資金と生括資金とは激しく競合するに至ったからである。そのため、一方では、市場で生括資金との調整を図りながら国債消化資金の確保に努めるとともに、他方では、市場以外に広く国民の資金を国債消化のために動員することが必要になった。いまや公債消化政策は新しい段階にはいり、公債消化のために根本的な総合的な対策がたてられることになった。政府がこの時期に推進した公債消化のための対策は、次のようにまとめることができよう。

第一は、資金統制による国債消化資金の確保である。各種金融機関の資金を生括資金と国債消化資金に充当するため、「臨時資金調整法」をはじめとする資金統制が実施された。そして14年度からは資金計画を立てられ、国債資金と生括資金の配分が計画化され、この総合的な資金計画のもとで各金融機関別に国債消化計画を立てさせた。こうして、金融機関に対しては「勸奨」という形で、なかば強制的に国債消化に協力させたのである。

第二は、政府関係機関資金の動員である。大蔵省は預金部資金をはじめ、金資金その他の特別会計資金、簡易生命保険、郵便年金積立金、政府関係共済組合資金等の政府保有資金を可能なかぎり国債引受けに運用する方針をとった。特に預金部資金はこれらの中で最

も大きな消化資金源となった。預金部は満州事変期には地方資金の運用を主としていたが、この時期には優先的に国債投資にその資金を運用する方針をとった。そして一方では、13年度から貯蓄奨励運動が大規模に展開された。公債消化資金の給源を金融機関のみならず、一般国民の貯蓄に求めたのである。貯蓄奨励により預金部資金は急激に増加したが、その新規増加分はほとんどすべて国債消化に向けられた。日華事変の始まった12年7月から太平洋戦争の始まる16年12月の期間に、預金部資金の新規増加は64億8,700万円に上ったが、そのうち60億7,900万円が国債消化にあてられている。

第三は、大衆購買力の吸収である。消費規制、貯蓄奨励等により生じた一般大衆の浮動購買力を直接吸収して、これを国債消化にあてる目的で種々の対策が講じられた。賀屋蔵相は12年11月から国債を郵便局の窓口を通じて売り出す方法を採用し、13年8月からは、特に小額公債を発行した。また日銀の公債売却先を金融機関のほか、公共団体、会社、商店へも拡張し、さらに一般個人へも売却することにした。割増金付の貯蓄債券、報国債券も勸銀から売り出され、売上金は全部預金部に向けられた。こうして大衆預金は直接・間接に公債消化の資金源として動員されたのである。

第四には、国債の優遇措置である。国債投資を誘導するために、12年以降の税法改正において国債に対する減免措置が講じられた。国債利子に対する所得税の低率課税、法人の課税所得における国債利子の70%控除、公債・社債利子特別税の4分利以下の国債利子の免税などがそのおもなものである。また日銀もこれに応じて国債担保貸出しの優遇措置を講じた。

### 2 国民貯蓄奨励運動の展開

国民貯蓄奨励は、昭和13年4月19日の閣議決定に基づき、13年度から国民運動として実施されることになったが、大蔵省は貯蓄奨励を資金統制と表裏一体をなす戦時金融政策の一環としてその推進に力を入れた。この時期の貯蓄奨励は単なる家計の健全化という観点

からではなく、国債の消化、生産力拡充資金の蓄積、インフレの抑制という金融政策的観点から重要視されたのである。すなわち、戦時経済を遂行するうえで絶対必要な生産力拡充資金を十分に供給しながら、同時に財政上必要な国債消化資金を確保するためには、金融機関の保有資金をふやさねばならず、また他方において、膨大な政府資金の民間散布によって生ずる追加購買力が、消費的な用途、それも限られた消費財の購買に向けられるならば、直ちに悪性インフレを招く結果となり、戦時経済の遂行そのものが困難にならざるをえない。そこで、増加した国民所得が消費的用途に向かうのを制限し、これを国債の消化、生産力拡充資金という国家的ないし軍需生産的用途に集中させる重要な手段として、貯蓄が取り上げられたわけである。



当時の貯蓄債券



当時の報国債券

この場合、国民の消費に向かう購買力を蓄積させる政策手段として、国民貯蓄奨励運動という方式がとられたが、この点について当時の大蔵当局の考え方は次のようであった。第一に、日本は英米のように国民所得水準が高くないので、租税で購買力を吸収しようとする場合には、最低限度の生活に必要な消費的経費を認定することは徴税技術上きわめてむずかしい問題となる。第二に、国民に安心感を与えるために、預金引出しの自由を保障する必要があったが、預金引出制限を法的に行なわない以上、預金の法的強制はできない。第三に、貯蓄の形態を特定しなくても、一方で「臨時資金調整法」による資金統制が行なわれるから、投資されたあらゆる資金が国家目的に集中されうる機構ができています。また貯蓄の形態を制限しないほうが、金融機関の協力を得ることができる。第四に、貯蓄奨励は日本人特に農民の古来からの勤儉貯蓄の精神に強く訴えることができる。以上のような考慮から、貯蓄奨励は国民の任意に期待する国民運動として発足したのである。

戦時の貯蓄奨励運動は、発足から太平洋戦争の開始に至るまでの時期と、太平洋戦争開始から終戦に至る時期に分けることができるが、ここでは第1期における奨励運動の発展を概観しておこう。

昭和13年度

昭和13年度の貯蓄目標額としては、過去の貯蓄実績から判定して、平時なみの貯蓄可能額30億円、政府支払いの増加から推定した追加貯蓄可能額50億円、計80億円と見積られた。しかし、この目標額は実際の貯蓄可能額を事務的に算定して出されたものではなく、貯蓄によってまかなう必要のある資金量から逆算して、およその見当をつけた数字であった。

13年4月、大蔵省は貯蓄政策の中心になる機関として国民貯蓄奨励局を新設し、6月には大蔵大臣の諮問機関として国民貯蓄奨励委員会を設けて、みづからこの運動の推進にのり出した。そして地方では大蔵・内務両省指導のもとに道府県をして運動にあたりしめ、さらに外郭団体としては、国民精神総動員中央連盟が中

心となり、各種民間団体を動員して、宣伝、指導の活動にあたらせた。この運動は当初国民の理解を求める啓発活動に重点がおかれ、貯蓄実行方策としては、貯蓄組合の設置と金融機関への協力を促す活動の二つが中心であった。とりわけ貯蓄組合は各地域団体、職場、各種民間団体に作る方針がとられた。

昭和14年度

昭和14年になると、ますます巨大な資金が必要となり、一方では国債の消化率が落ちる傾向にあったので、貯蓄増加の必要性はますます増大し、貯蓄奨励運動に拍車がかけられた。そして貯蓄目標は前年度より20億円を追加し、100億貯蓄を計画した。前年度の目標額はだいたいの目安を定めた努力目標にすぎないものであったが、今度は目標額を一定基準のもとに道府県に割り当て、各道府県が必ず割当を達成するよう推進する達成目標とされた。特に従来貯蓄が徹底していなかった都市や販産業（主として軍需関係産業）の部面では、所得が増加し、購買力に余剰が生じていたので、14年度の特例方策として、この方面の貯蓄を奨励することに力が注がれた。

昭和15年度

昭和15年度の目標額はさらに引き上げられて120億円となった。これは時局産業方面で増加した浮動購買力を吸収することを見込んだものであった。奨励運動は開始以来すでに2年を経過し、普及宣伝の時期はすぎたから、今後その実行を促進強化すべき時期にはいったとして、運動も強化されることになった。ところが、当時生産拡充の停滞からインフレが昂進し、これに対する不安が生じ、また預金引出制限の風評も伝わって、運動の先行きに悲観的見方も現われた。こうした不安から、一部には法律をもって貯蓄を強制すべしとする意見がとみに高まった。大蔵省はこの強制貯蓄の措置はとらなかつたけれども、こうした情勢にかんがみて、貯蓄目標額の割当を新たに各市町村から個々の貯蓄組合にいたる末端組織にまで広げた。また内地のみならず、朝鮮・台湾・満州にも同様の目標額が定められた。

35億円の増加が決定したので、その分だけ目標額をふやして170億円となった。

こうして貯蓄奨励はさらに強化されることになったが、その強化策として、国民貯蓄組合の整備拡充、貯蓄目標の適正化、小額債券、郵便切手貯金制度等による浮動購買力の吸収、勤労強化による所得の貯蓄励行、金融機関の活動強化等の措置がとられた。このうち最も重要な方策は、16年3月の「国民貯蓄組合法」(昭和16年法律第64号)の制定であった。同法は、当時50余万あった貯蓄組合に法的根拠を与え、これを保護するとともに大蔵大臣の監督下におき、また助成策として各種の特典を与えるものであった。

以上に述べたように、あらゆる形の貯蓄奨励運動が次々と行なわれ、国民貯蓄目標額は年々引き上げられていったが、その成果は、統計上現われたところによると第6-1表のとおりで、実績額が目標額に達しなかった年は13年度と16年度の2回だけであった。

第6-1表 貯蓄増加額 (単位 100万円)

年度別	郵便貯金	簡易保険積立金	郵便年金積立金	銀行預貯金	信用組合貯金	金銭信託	保険会社資金	無尽会社資金	小計	直接有価証券投資	合計	貯蓄増加目標
昭和11年	240	164	20	1,164	172	96	320	25	2,203	675	2,878	—
12	401	173	16	1,453	209	40	431	40	2,763	1,344	4,107	—
13	815	195	20	3,062	414	224	391	61	5,182	2,151	7,333	8,000
14	1,384	247	39	4,908	963	297	472	104	8,414	1,788	10,202	10,000
15	1,715	332	80	4,981	1,259	323	767	196	9,653	3,164	12,817	12,000
16	2,052	405	170	6,126	1,507	444	1,057	226	11,987	4,033	16,020	13,500 改17,000

備考：「昭和財政史」(金融下) P.199

第5節 金融統制の進展

1 設備資金の統制

国内の生産力拡充政策に停滞状態が現われ、他方ヨーロッパに戦争が勃発して、日本経済の米英依存も期待できなくなるという事態に即応して、金融面でも従来の統制がますます拡大強化されることになった。

その一つが設備資金の新規融資を「臨時資金調整法」の統制下においたことである。14年4月、調整法の大改正が行なわれ、従来、個人、社団および財団法人は、各種金融機関から資金の融通を受ける場合にのみ、金融機関の自治調整を受けることになっていたが、今後は、自己資金による設備の新設、拡張、改良を行なう

場合にも政府の許可を要するようになった。またこれまで資本金20万円以下の会社は資金調整の範囲外にされていたが、自己資金による設備の新設、拡張、改良の場合には、すべての会社が許可を要することになった。ここにいたって、事実上ほとんどすべての新規投資が資金調整法の統制下にはいり、ほぼ全事業設備資金を規制しうる権限を政府は持ったのである。これと同時に、自治調整の限度も各業種いずれも引き下げられることになった。

次いで14年12月に行なわれた改正は、いっそう重要な意味をもっていた。それは最優先事業に生産力拡充計画産業、兵器、航空機産業を選び、それへの資金貸付を優先させると同時に、その他の産業への貸付けについては自由貸付限度を撤廃し、また自治調整の範囲はいっそうせばめられ、調整法制定当初においてみられた業界の自主規制という建前は変化して、実質的には、事業設備資金の管理は政府に移されることになった。これらの改正は、当時金融機関の貸出額の顕著な増勢が、不急事業への貸付けや投機に流れるものと判断して、貸出しの膨脹傾向を抑制し、公債の消化を促進してインフレの昂進をとどめようとしたものであった。これにより資金統制は飛躍的發展を遂げ、政府の統制方針も一段と強化されることになった。

## 2 流動資金の統制

「臨時資金調整法」は、これまで設備資金の調整のみを目的としてきたが、その後の情勢はこれだけでは資金の流れを十分統制できないことが明らかになってきた。それは、同法の統制外にあった運転資金が設備資金に転用されたり、思惑に利用されることが多くなったからである。この傾向は特に14年下期になって目だってきた。産業界では資金需要が非常に増大してきたが、このころ信用の収縮や資金の欠乏が顕著となるに従って、流動資金として借り入れたものを設備資金に流用する脱法行為が増加した。そして調整法の運用について産業の重点主義が強化されると、一般の中小企業でも資金が困難になり、ますますこの傾向が強

なった。また14年以後における国内のインフレ昂進、欧州大戦の勃発に伴う世界的な物価騰貴は投機や思惑取引を助長し、この方面への資金の流用が目だってきたのである。こうした現象は公債消化に悪影響を及ぼし、インフレをいっそう昂進させるものであった。

こうした事態から、設備資金のみでなく運転資金も統制する必要が生じてきた。政府はまず「臨時資金調整法」第16条を発動して、設備資金以外の融通資金について報告を徴することとし、14年12月から大蔵省は銀行その他あらゆる金融機関に対して運転資金貸付残高の報告を求めた。これにより流動資金の動きをつかんだうえで、15年10月には「国家総動員法」に基づき「銀行等資金運用令」(勅令第681号)が制定され、ここに流動資金の本格的統制が始まったのである。

本令は「臨時資金調整法」が取り扱うもの以外の資金を新たに統制の対象とし、金融機関等がそのような資金の貸出しを行なう場合には、本令による許可を必要とした。統制の対象となる資金は一括して流動資金と称し、これを運転資金(商品、原材料の仕入、運賃、諸給与、配当金または税金等事業の運営上通常必要な用途に使用される資金)とそれ以外の資金(特殊用途資金)の二つに分け、前者については実績主義をとり、原則として過去の実績以上の貸出しを許可制とし、後者については3万円以上の貸出しを要許可とした。大蔵省は本令の運用について、おもに投機、思惑等の不健全な用途にあてられる貸出しを抑制することに重点をおき、必要資金に対して制限を加えるものではないことをたびたび言明した。当時預金の引出制限が行なわれるのではないかとの流説も生じたが、大蔵当局はこのような不安が広がるのを防ぐことに努め、実際本令による貸出制限にあたっては、預金の自由性を尊重し、見返り貸出しにはなんらの制限を加えなかった。なお、本令による調整事務は調整法の場合と同じく、日銀に担当させた。

## 3 「会社経理統制令」による経理統制強化

会社の利益配当の制限については、すでに述べたよ

うに、14年4月以来「国家総動員法」第11条に基づく勅令として「会社利益配当及資金融通令」が施行されていた。総動員法第11条の発動が問題になった当時、その時の池田蔵相は配当制限を行なうことに反対の意向をもっていたから、同令が制定されても、その内容は放漫経営をしている会社に対して大蔵省が勅告を発し、その勅告を聞かなかった場合には、経理に対する命令を発しうるといってきわめて抽象的な規定にとどまっていた。しかし、14年以降、インフレが昂進するに従って、インフレ抑制策として資金統制が強化されることになった。資金統制は、これまで金融機関等の企業に対する貸出資金に重点がおかれていたが、資金統制を徹底するには事業会社内部の経理統制にまで手を伸ばすことが必要となってきた。会社内部の経理統制については、先に「会社利益配当及資金融通令」に続いて、14年10月には「会社職員給与臨時措置令」(勅令第706号)が公布され、一部の経理が統制下におかれていたが、15年10月、新たに「会社経理統制令」(勅令第680号)が公布された。これは前の二勅令を一本化し、ほとんどすべての会社経理について統制を前より強化するものであった。

本令によって規定された事項は、(1)資本金2,000万円以上の会社が自己資本に対し年100分の8に相当する利益配当をなす場合、(2)資本金20万円以上または役員および社員数30人以上の会社が、役員給与(報酬、賞与、退職金、臨時給与等)および社員給与(基本給料、手当、賞与、退職金、臨時給与等)の支給をする場合には、それぞれ政府の許可を要すること、(3)必要な場合、政府は当該会社に対し積立金の積立命令をなすこと、(4)会社の機密費、広告宣伝費、寄付金、福利施設費、研究費等の特殊支出を政府が監督しうること、(5)会社資金の運用について諸制限を加えること、(6)政府は会社の経理について報告を徴し、あるいは経理検査をなしうることであった。そしてこの認可、許可の事務は大蔵省自身があたることになり、全国にわたる会社の経理統制事務を行なうために、税務監督局、税務署に許可事務を担当させることにした。

この勅令はその内容が会社経費の使途について微に入り細にわたって統制しうる仕組みになっていたため、政府部内からも民間からも民法・商法の原理に違反するとして不評の声が上がったが、大蔵当局としては、この規定に従って積極的に会社経理の内容に介入する方針をもっていたわけではなかった。同令立案者の考えでは、配当や給与に関する認可・許可を通じて、会社経理に一定の基準を与えておいて、これが会社経理の実情に適合すれば、大蔵省がいちいち認可・許可をしなくてもすむようになるだろう。むしろねらいは会社経理の内容の把握にあり、これにより銀行検査により銀行の内容を行政指導してきたように、会社経理の健全化を図ることができるという点にあった。しかし制定後の実情は、会社経理の健全化のための行政指導よりも、許・認可事務が「会社経理統制令」に基づく行政の主たる部分になった。この許・認可事務は大蔵省みずからがあたったため、その関係の機構がしだいに拡充され、16年7月には会社部が新設されることになった。

## 4 時局産業への積極的融資対策

戦時経済の進展につれて、時局産業の必要とする資金の量はますます増大し、金融機関の貸出し等だけではまかないきれなかった。そこで政府は14年4月「会社利益配当及資金融通令」を制定して融資命令を発しうる権限を持ち、融資の積極化を図った。だが、これでもなお生産力拡充資金の需要を満たすことはできなかった。特に14年下期以降、生産力拡充の停滞により企業の受信能力が低下すると、金融機関からの資金供給も円滑を欠き、資金難を起こした。そのため大蔵省は時局産業に対する積極的融資体制を一段と拡充することに力を注いだ。各種の融資対策がとられたのは15年から16年にかけての時期である。

まず第一に、15年10月に公布された「銀行等資金運用令」では、14年4月の資金融通令の内容をさらに拡大して、融資命令を受ける範囲を興業銀行だけに限定せず、全国のどんな銀行に対しても融資命令を発しう



るよう改められた。また命令を発する資金の種類も、以前には「産業資金」と規定されていたのを単に「資金」と改めた。もっとも本令の運用方針としては、広く一般の銀行にまで融資命令を発動する意図はなく、事実16年4月以降、興銀以外の銀行に対して命令が出されたケースは朝鮮殖産銀行のみであった。

融資命令の拡大に伴って問題になるのは、資金供給源の強化である。融資の中心機関である興銀の資金調達方法としては、興銀債券の発行限度を「臨時資金調整法」により拡張する措置がとられてきた。その後も同法による発行限度は次々と拡張されて、12年には5億円であったものが、16年3月には20億円にまで増額された。なお興銀債の発行限度は太平洋戦争開始後はさらに拡張され、17年には50億円、20年には100億円になっている。また14年1月興銀自身の増資により、興銀法による債券発行限度額も8億7,500万円に増大した。

16年8月に実施された軍需手形引受制度も、積極融資対策の一つであった。これを実施した直接の動機は、独ソ戦の開始により生じた不安のため起債市場が不振に陥ったが、他方、銀行には貯蓄奨励の結果、短期資金が多く集まったので、これを長期資金に転用しようとしたことであった。この方法は軍需会社等をして興銀を支払人とする手形を振り出させ、これに軍支出官が特定のスタンプを押し、それを興銀に引き受けさせるというものであった。そして政府は興銀に対して総動員法に基づく債務引受命令を発し、興銀はこの手形を引き受けて、これを市中銀行に売り出し、市中銀行は必要あれば日銀の再割引を求めることになっていた。これよりさき、11年3月に融資命令は債務の引受けまたは保証についても発せられるよう、総動員法の改正が行なわれたが、この制度を軍需手形に適用するよう考案されたものである。

第三の融資促進策としてあげられるのは、共同融資方式の奨励である。この方式は2個以上の金融機関が一企業に共同して融資を行なうものであるが、大蔵省は時局産業への工業金融、長期融資の疎通を図るため

に、この方式を勧めたのである。普通銀行は第2次大戦開始以後、貸出警戒気分を強めたため、事業会社に対する資金供給は窮屈になった。それだけでなく、当時、国策会社の増加、企業規模の拡大等のため、一つの金融機関の力だけで全額を負担することが困難となり、また危険度も大きくなるなどの事情が生じていた。そのため、銀行や信託会社の間でも共同で資金需要に応ずる融資方式が発展していた。しかし、なお多くの普通銀行は商業金融の伝統を脱せず、時局産業への融資には消極的であったので、大蔵省は当時新体制運動のなかで盛んにいわれていた「同業連帯」的精神を強調し、長期軍需金融、生産力拡充金融に共同で積極的に乗り出すことを、普通銀行に対して勧めた。この大蔵省の方針は16年夏、小倉正恒蔵相が全国金融協議会の役員会の席上演説した時に、大蔵省の見解として表明された。さらに小倉蔵相はこの演説の中で、市中銀行はこれから商業金融中心主義から工業金融中心に移行しなければならぬと指摘した。

共同融資方式による融資シンジケート団の結成は14年以来16年6月までに130、その融資先は121件に上った。そして16年8月、小倉蔵相による大蔵省見解の表明を機として、共同融資はさらに強化されることになり、興業銀行をはじめ大銀行11行の参加による時局共同融資団の結成へと発展した。この融資団は新規資金の融資のみならず、既存の融資についても1行貸付けから共同融資への振替え、古い共同融資の新制度融資への切替え、融資の斡旋等を行なった。

第四にあげられる措置は、不動産銀行関係の法律の改正による不動産銀行の融資機能の拡大である。上述のような情勢に伴って不動産銀行の信用をも動員することが望まれたのであるが、これには、不動産銀行の活動をきびしく制限していた従来の不動産銀行法を改正して、法的桎梏を除く必要があった。そこで、勸業銀行法・農工銀行法・北海道殖産銀行法の3法の改正案が第76議案に提案され、16年3月から改正が実施された。これにより、この3行の不動産担保融資の限度が引き上げられ、時局産業への融資拡大を図ることがで

社主要株式評価臨時措置令」が公布された。前者は、株価の著しい低落により国民経済の円滑な運営を妨げるおそれがある場合、政府がその最低価格を定めることができることにしたもので、最低価格以下に下がって買手のないときは、日本共同証券がそれを買う仕組みであった。後者は株価が下がっても、記帳価格は前期末の記帳価格のままできしつかえない、その後取得した株はその取得価格を記帳してよいという商法の原則に対する例外規定を設けたものである。

社債による資金調達もまたこの時期に大いに増加し、社債発行高は年々高まった。いまその発行高の推移をみると、12年の12億4,000万円から16年には40億4,000万円へと増加している。これはいうまでもなく生産力の拡充と対満支投資の資金に充当されたものである。しかし、起債市場はこの間順調に推移したわけではなく、政府の市場対策によるところが大きかった。

日華事変が始まって以来、大蔵・日銀の両当局は、時局緊急産業の社債発行による資金調達を容易にするため、起債市場の育成対策を講じてきた。時局産業に対して市場を留保するために、起債の許認可、国策会社債の先利支払政府保証、政府保証債に対する金利優遇措置等の諸対策がとられたのである。そのため14年には起債は未曾有の活況を呈するに至った。ところが15年にはいると、市場の情勢は逆転し、社債の消化は困難となり、証券業者の背負込みもふえていった。そこで大蔵省は社債対策を一段と積極化した。すなわち、15年第4・四半期から社債の発行を一部統制し、一部計画化する対策が立てられたのである。大蔵省内に起債計画委員会を設け、社債発行の希望会社から計画書を提出させて、その緩急適否を勘案して起債計画を立て、社債の消化は官庁、シンジケート団、市場公募の三分主義をとることが確立された。そして同時に興業債券の割当制も実行された。要するに社債対策は、これまでの自由市場を前提とした対策から、国家権力の行使を伴った半強制的割当主義に移行したのである。このような強制的政策によって起債市場も大いに変質し、国策会社債、政府の元利保証債が目だって累積し

きるようになった。

## 5 株式および社債対策

日満両国を一体とする生産力拡充のための資金需要は、戦時経済の進展につれてますます膨大な額に上ったが、これらの資金は金融機関の貸出し、株式の払込み、社債の払込みにより調達された。したがって、株式・社債市場の趨勢は資金の需要に大きな影響をもった。ところが、両市場とも第2次大戦開始以後における生産活動の停滞、企業信用の低下、国際情勢の見通し難などの要因が影響して不振に陥った。株式・社債市場の不振は生産力拡充資金の供給に重大な影響をもつので、大蔵省は株式・社債市場に対してもなんらかの対策にのり出す必要に迫られたのである。

まず株式市場についてみると、日華事変開始当初は比較的平穏であったが、15年夏ごろから株価は急速に下落しはじめた。株価不安の原因はもちろん戦時統制の強化、生産活動の停滞、国際政局の悪化であり、株価下落により、株式の払込みを停滞せしめた。したがって、株価の落潮は生産力拡充、信用機構の堅持の立場から極力阻止せねばならなかったが、株価の維持は民間の力ではとても及びもつかなかった。そこで、この対策として第一に考えられたのは、大日本証券投資株式会社の設立であった。この会社は東京株式取引所関係者が中心となって作られ、株価のこ入れを行なうことを目的とし、資本金は2,000万円、資金の運用、役員を選任はすべて大蔵省が監督することにした。しかしその後このような小規模のものでは株価の下落においつかなくなり、さらに公共的色彩の強い組織が作られることになった。そして16年3月、政府は金融界全般に呼びかけて日本共同証券株式会社を設立した。この会社は興銀が中心となり、資本金5,000万円で設立され、政府は総動員法11条により融資命令を発して、興銀からこの日本共同証券に対して、株価のこ入れ操作のための資金を強制融資させることとした。

他方、法令面からの株式対策として、16年8月、総動員法に基づき「株式価格統制令」(勅令第834号)、「会

た。しかし、根本的にはすでに起債額が過大になっており、社債対策によってかろうじてその矛盾が表面化しないで済まされていたのである。

## 6 「財政金融基本方策要綱」

昭和15年7月に成立した第2次近衛内閣は「新体制」の樹立を提唱し、政治、経済機構の再編成を行なって戦時体制を強化する構想を明らかにした。8月には、「基本国策要綱」を発表し、次いで12月には「経済新体制確立要綱」を閣議決定して産業界の新体制具体化の基準を定めた。この線に沿って、時の河田烈蔵相のもとで大蔵省が財政・金融に関する諸施策の基本方針を総合的に示したのが、「財政金融基本方策要綱」である。

新体制構想は、欧州大戦以後の国際情勢の変化に対して「大東亜の新秩序建設」を根幹とする高度国防国家体制の完成を目標にしていた。そして経済新体制は戦争経済の物的資源をアジア地域に求め、日満支を一体とした生産力拡充を基礎として、一元的統制機構の整備を図るという構想であった。経済統制の大綱たる「経済新体制確立要綱」は企画院原案を修正して12月7日決定されたが、その要綱は企業の統制団体の再編、価格政策の検討、生産配給機構の再編等、産業界の新



第46代大蔵大臣 河田烈

体制構想を打ち出したものであった。そしてこれに基づいて新しい統制団体も設立される気運にあった。そこで産業界の新体制の進捗に合わせて、金融面での新体制もまた当然日程に上らざるをえなかった。

経済新体制要綱が決定されたあと、企画院においては直ちに金融新体制要綱案が立案されたが、その内示をみて、大蔵省では広瀬次官をはじめ部内に反対の意見が強く、企画院案は大蔵省の承認を得るに至らなかった。しかし、当時の金融情勢は、銀行貸出しの増勢鈍化、物価抑制と資金供給との矛盾、公債消化資金と産業資金との競合の激化等悪化の気配を濃厚にし、あらゆる面からみて資金の総合的配分計画の実施と金融機構の再編とは緊急の課題となっていた。そこで大蔵省において金融体制の再編が慎重に検討されることになった。大蔵省は企画院案を修正し、すでに実施されている政策と今後着手すべき諸方策を総合して、6月末に至り、ようやく成案を得た。この要綱は、新体制ということばはことさらに用いる必要がないという理由から「財政金融基本方策要綱」と名づけられ、閣議決定を経て16年7月12日「経済新体制要綱」より約半年遅れて発表されるに至った。

この基本方策は「国家資金力を計画的に動員配分すると共に資金運用の方針機構及方法を改善」することを目的とし、その方法を総合的に示したものであるが、その意図するところは次の3点にあるとされた。

- (1) 国家経済力の資金に表現し得る可能性を可及的に正確に判断し、右に基き国家資金を財政、産業、消費に亘り国家目的に従い動員し得る体制を整備確立せんとす。
- (2) 総合計画経済運営上財政活動の国民経済との具体的な関連性を明確ならしむると共に、財政活動を敏活ならしむるため会計制度及び予算方式につき所要の改善を加え、又国防及戦時に於て採るべき財政政策を能動的に活用せんとす。
- (3) 戦時国防生産力を確立するため国家の要請する生産力を維持育成発展せしむるため長期金融の機能を整備充実せんとす、これがため金融制度及秩

企業資本の活用、(5)企業設備に対する国家の資本的援助、(6)外国為替政策の改革、(7)対満支投資の調整の7項目の政策が掲げられた。このうち要綱は金融制度の改革に最も力を注ぎ、これについてさらに、(i)日本銀行の機能整備、(ii)金融機関に対する統制、(iii)金融機関の組織化、(iv)金融機関の整備統合、(v)金融資金の収集および運用に関する措置、(vi)金融の各系統間の調和、(vii)政府資金および政府関係資金運用の統一の7点にわたって改革方針を示している。(iv)の行政機構の改革については、具体的には何も語られていない。

以上述べたように、この要綱は相当広い範囲にわたって財政金融面の改革方針を掲げていたが、その一つ一つの方策はなお抽象的に示されたにとどまっていた。これらの方策が実際に具体化され、金融機構の改革が行なわれたのは、太平洋戦争が始まってからのことである。

序に対し、所要の整備を加えると共に、国家自ら為すべき信用供与に関する施策及国家施設を能動的に活用せんとす。

同要綱は、次の4項目に分けて政策の要領を掲げている。

- (i) 国家資金動員計画の設定
  - (ii) 財政政策の改革
  - (iii) 金融政策の改革
  - (iv) 行政機構の改革
- (i)については動員資金を財政、産業、国民消費の三者に配分すべきこと並びに従来からの国民貯蓄計画がこの資金動員に基づくべきことを述べたにとどまった。(ii)の財政政策の改革は、(1)会計制度の改革、(2)予算編成方法の改革、(3)税制の改革、(4)公債の発行および消化の計画化、(5)地方財政の改革に分けられた。(iii)の金融政策の改革については、(1)産業資金の計画化、(2)金融制度の改革、(3)有価証券取引機構の合理化、(4)

## 第6節 通貨制度の改革

### 1 通貨の膨脹とその対応策

満州事変以後、国債の日銀引受発行によって、日銀券発行高はしだいに増大していったが、満州事変期には、政府は産金政策による正貨準備の増加と保証準備発行限度の拡張によって、通貨発行制度の維持に努めてきた。

日華事変期にはいつてからは、財政資金の急激な支出増加と設備資金の需要増加によって、通貨は著しく膨脹することになった。一方、12年にはいると、前年来の輸入超過に基づく金現送の結果、正貨準備は減少しはじめた。そのため各月の発行高は10億円の保証準備限度を越える状態となった。こうして通貨の膨脹は通貨発行制度に対する大きな脅威となりはじめた。政府はこの事態に対処するため、まず12年8月「金準備評価法」により、正貨準備の名目的増加を図った。同法

による正貨準備の評価換え、金の円価格引上げの結果、正貨準備は5億2,400万円から一挙に8億100万円へと名目上増加した。同時に施行された「金資金特別会計法」によって正貨準備の評価益をこの会計に組み入れ、新産金の買入れと為替資金の調整が行なわれることになったから、従来のように、金現送の影響は直接正貨準備の減少として現われなくなった。こうして正貨準備の減少による制限外発行という事態は一時避けることができたのである。

しかし、翌13年春には通貨の膨脹は顕著になり、再び制限外発行が常態化する形勢となった。この形勢を放任することは、国債の日銀引受発行にも重大な影響を与えることになる。そこで、この対策として、正貨準備の評価換えを再びやるか、あるいは保証発行限度を拡張するかのいずれかをとる必要があった。しかし、この時にはすでに国内関係においては正貨準備に重き



をおく必要はないという考え方が有力になっており、円の減価を端的に表現し、円の信用を動揺させるような影響のある評価換えを実行する意味はないと考えられた。こうして13年4月「兌換銀行券ノ保証発行限度ノ臨時拡張ニ関スル法律」(昭和13年法律第64号)が施行され、これにより保証発行限度は10億円から17億円に拡張されることになった。

ところが、13年8月には政府は、輸出品原料の輸入資金を充実するため、正貨準備のうちの3億円を外国為替基金設置にさいた。その結果、正貨準備は5億0,100万円に減少し、発行限度は22億0,100万円に収縮した。一方、通貨の膨脹は13年下期から一段と顕著になり、11月以降にはまたも限外発行をみるに至った。そこで政府は再び保証発行限度の拡張を計画し、14年3月、前の法律を改正して、限度額を22億円に引き上げた。ともかく、これにより14年4月から9月までは限外発行をみずにすんだ。

なおこの時期には補助貨幣の発行制度にも改正が加えられて、通貨膨脹に対する対策がたてられた。昭和12年ころから兌換銀行券の増加とともに、補助貨幣の需要も増大していたが、その増加は日華事変開始後の通貨膨脹とともに著しくなった。また補助貨幣の素材である銀・ニッケルの供給面からも、新しい素材の補助貨の大量の供給を必要とした。そこで13年5月、貨幣法に対する特別法として「臨時通貨法」(昭和13年法律第86号)を制定して、新しい素材(アルミ・青銅・黄銅等)で臨時補助貨幣を発行し、また50銭の小額政府紙幣を発行できるようにした。

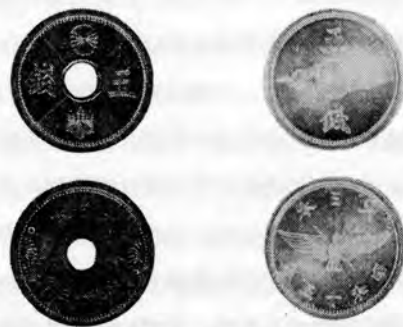
## 2 発券制度の改正

第2次欧州大戦の開始は、日本の戦時経済に深刻な影響を及ぼしたが、その影響は通貨の急速な膨脹となって現われた。すなわち、14年ころから目だってきた生産活動の停滞に加えて、大戦による輸入困難という事態が重なり、物資の需給は逼迫して物価騰貴が起これ、それが通貨の増発を招来したのである。日銀券の月中平均発行高は9月の23億円台から12月には31億円

台に激増した。15年にはいってからの通貨の増勢はさらに高まり、同年12月の平均発行高は40億円台となり、最高発行高は50億円台にあと一歩というところまで達した。14年の各月平均発行高の対前年同月増が3~4億円であったのに対して、15年のそれは8億円以下になることはなく、6月には11億円をこえる状態であったことでも、急増ぶりがわかるであろう。これに伴って制限外発行も14年10月には早くも現われ、15年12月には最低発行高すら発行限度を10億円もこえるに至った。

こういう状況のもとで、ついに発券制度の根本的な改革が行なわれることになったのである。すなわち、政府は16年2月、第76議会に日本銀行発券制度改革案を提出、3月これを「兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律」(昭和16年法律第14号)として公布した。同法の要点は、(1)銀行券の正貨準備発行と保証準備発行との区分を停止し全額保証発行とすること、(2)銀行券の発行限度は大蔵大臣がこれを定めることにした点である。最高発行限度の決定について、大蔵当局は内外の経済情勢、生産、配給、物価、財政、金融、一般取引、通貨および銀行券の発行の趨勢を考慮し、また日銀当局の意向も十分尊重して決定すると説明した。そして最高発行限度は法律に規定せず、大蔵大臣の指定事項とし、16年度中の発行限度は47億円と決定された。なおこれと同様の趣旨の改正は朝鮮銀行券、台湾銀行券の発行にも及ぼされた。

従来の日銀券発行制度は、金本位制停止以後でも形式的には金本位制との関連が残されていたが、この法



左、13年6月発行のアルミ青銅貨  
右、15年7月発行のアルミ貨

というよりは、むしろ戦争が長期化するにつれて発行制度を改革しなければ、通貨の供給が円滑を欠き、戦争経済の遂行が行きづまるかもしれぬという当面のさしせまった状況によるところが大きい。この改正を臨時立法の形で実行したのは、恒久的な管理通貨制度への移行について、政府部内でも、また審議においても十分な時間的余裕がないと考えられたからであった。

律によって名実ともに日銀の発券制度は管理通貨制度に移行したわけである。すでに13年の保証発行限度拡張に際しての大蔵当局の議会での答弁も、通貨制度が事実上管理通貨制となっていることを認めていたし、今度の特例法案の提出に際しても、現行通貨の実体が管理通貨であるとの認識のうえでこの改正を行なうことを明らかにしていた。しかしこの時の改正は、大蔵部内で根本的に管理通貨制度が検討された結果である

## 第7節 為替管理の戦時体制と円貨決済の拡大

### 1 為替基準の米ドルへの転換

わが国の為替政策は、昭和8年以来為替基準を英貨におき、対英1シリング2ペンス水準の維持安定を主眼としていた。ところがヨーロッパにおける政局の緊迫、イギリスの参戦はポンドの大崩落をもたらし、それはわが国の対外為替、特に対米相場に大きな影響を与えることとなった。

昭和14年8月下旬には、イギリスの為替平衡資金の運用停止と、ドイツ・ポーランド間の形勢悪化で、英米クロスは大暴落し、正金対米建値も新安値を示したが、このころから財界などでは為替基準のドルへの転換が論議されはじめた。対米相場の低落により輸入物資のコストを高め、物価騰貴を助長することがその根拠であった。大蔵部内でも為替基準の転換について検討はされていたが、ポンド貨は早晚安定するだろうとみて、なお自重論をとっていた。大戦が始まってからも、イギリスは開戦直後為替相場を公定し、対米4ドル2セント釘付政策をとったので、英貨はこれにより安定状態を持続するものと観測して、ポンドリンク政策を持続する方針を表明していた。

ところが、10月になるとイギリス当局は為替管理強化に伴い、正金銀行のアメリカ向け資金の移動を拒絶するに至った。これはわが国の為替操作上重大な問題

であった。すなわち、わが国はポンド・ブロックに対する輸出超過によって取得した外貨をロンドンに集め、これをニューヨークに送金してアメリカに対する輸入債務の決済にあてていたのであるが、イギリスが公定相場でドルを供給してくれるかぎり、ニューヨークにおける米英クロスは必ずしも重要な意味をもつものではないといえる。ところがこの英当局の措置は、このようなわが国の為替資金操作を困難にしまったからである。ここにいたって、わが国は英貨を国際決済通貨とみることはできない状態となった。こうして、10月24日、政府は為替基準をドルに変更し、基準相場を対米電信売り23ドル16分の7と決定した。

### 2 為替管理法の全面的改正

「外国為替管理法」は制定後数次の改正を経て、国際収支の調整と為替水準の維持に重点をおく平時的管理法規としては完備した内容を備えるに至っていた。しかし、それはもはや欧州戦争の勃発、三国軍事同盟の締結等の国際政局の緊迫に伴う国際経済の変化に即応しえない状況となった。すなわち、ヨーロッパの交戦諸国はそれぞれ貿易、為替に関し強度の統制措置を実施し、アメリカは対日禁輸を強化して経済封鎖を企図していた。これにより英米経済圏との貿易が期待できなくなった日本は、戦争経済の物的基盤を極東地域に求



第47代大蔵大臣 小倉正恒

協定にならった為替取引の円建が実現された。すなわち、日仏両政府間に取り交された日本と仏印との間の経済協定に基づき、円対ピアストルの双務的清算協定が実施されることになったのである。

16年7月第3次近衛内閣が発足し、小倉正恒が大蔵大臣に就任した。このころから情勢はいよいよ悪化して、日本軍の南部仏印への進駐が行なわれるが、これを契機とする英・米・蘭による対日資産凍結令の発動、これに対抗した日本側の「外国人関係取引取締規則」(昭和16年大蔵省令第46号)(いわゆる外国人資産凍結令)の公布(7.28)によって、英米系通貨との為替関係は断絶するに至る。こうして日本は太平洋戦争へと突入していくのであるが、この後は、円貨決済制の拡大のみが戦時における対外金融政策の中心となるのである。

### 3 円貨決済制の拡大

わが国の為替資金操作は英米両市場を決済の中心としてきたのであるが、国際関係の緊迫化に伴い、相手国との決済のための直接的な支払方法を国際間の協定によって実現しようとする方針がとられるようになった。特に英米経済圏との貿易が期待できなくなって、極東地域との貿易に重点がおかれたのに対応して、大蔵省は決済面でも英米貨への依存を極力少なくする方針をとり、アジア地域においては、円為替による貿易の範囲をしだいに拡大し、円を中心とする決済を普及させる努力を進めた。それは「大東亜共栄圏」を確立し、そこに自給自足経済を形成するための重要施策と考えられたのである。こうして円貨決済拡大のために、15年後半からアジア諸国その他と支払協定締結の交渉を進めた。

この支払協定交渉のうちで、まず初めに締結されたものが、蘭印との間の「日蘭印金融協定」であった。この協定は正金銀行と蘭印のジャワ銀行との間に結ばれたもので、15年12月に成立、翌16年1月から実施された。その内容は正金はジャワ銀行にギルダー貨で、ジャワ銀行は正金に円貨で、それぞれ無利子の当座勘定を設定し、相互に必要なに応じてギルダー貨、または円の資金を供給し、残高は相殺するが、残高が一定額を超過した場合にはその超過金の決済は米ドルで行ない、円対ギルダーの相場は100円につき44ギルダー30セントとするというものである。これによって日本は受払とも円建によることになったわけである。

これに続いて16年5月には、仏印との間にも対蘭印

は帳簿の記載方法を指定しうることとし、また為替管理の違反事件に関しては、訊問、捜索、差押えなどの権限を特定官吏に与えたこと。

(7) 許可の付帯事項に違反した者を処罰しうる規定を新たに設けたこと。

この改正で注目すべきことは、法律には単に為替管理の対象となる事項の範囲と限界だけが規定され、実体規定はほとんど命令の定めるところに委任されたことである。このため実際の為替取締りは大蔵省令により実施される部分ばかりが多くなったが、従来の大蔵省令は、8年に管理法が制定されたときに施行された通称7号省令、8号省令、および12年1月の輸入為替管理に関する1号省令の三本建になっており、相互の関係は非常に錯綜し、わかりにくいものであった。そこで大蔵省は管理法が根本的に改正された機会に、これらの内容を統合整理して、省令を一本化することにした。新たに作られた省令は「外国為替管理法施行規則」(昭和16年大蔵省令第10号)で、これは16年7月から全面的に発動されることになった。

なお、管理法の根本的改正に伴い政府の命令権が拡大して結果、その実際の適用によって生じうる為替銀行や貿易業者等の損失については政府が補償することにし、新たに外国為替損失補償制度と為替持高集中制度が設けられた。これは正金銀行に為替集中勘定を設置し、ここに為替銀行の為替持高を集中させる。これによって為替銀行は為替取引につき相場の変動から受ける損失を集中勘定に転化し、正金の損失は政府が5億円を限度として補償しようというものである。この制度は6月からポンド系為替についてまず実施され、7月には第三国為替にも拡大適用された。この集中制と関連して輸出入為替予約取極制も実施し、外貨輸出契約の成立した貿易業者に対してすみやかに銀行に売為替の予約を締結させることにした。以上のような措置により、為替取引は全面的に統制下におかれることになったのである。

### 第6期 戦時下の財政金融と大蔵省

め、そこに独自の経済圏を形成する方向をみざすことになった。こうして国際経済は戦時の様相を深めるに至ったため、「外国為替管理法」は海外支払いの節約や外貨資金の保全を目的としていた従来の方針を転換して、在外資金の保全、活用、対外権益の擁護、対外決済方法の改善、わが国の対外経済力の維持伸長等を図るため有効な措置をとる必要に迫られたのである。そこで、従来の管理法の根本的な改正案が第76議会で提出され、「外国為替管理法全改正」(昭和16年法律第83号)は16年4月から実施されることになった。

改正の要点は次のとおりであった。

- (1) 在外財産または外貨資金等に対して、その保全的措置または活用方法を講ずるため政府の命令権の範囲を拡大したこと。
- (2) 諸外国との為替協定や支払協定を円滑にし、また国際決済市場の混乱状態に対して対外経済取引の円滑を図るために、対外決済方法について統制を強化したこと。外国との決済および外国と外国との間の決済について、その方法・条件その他必要な事項を命じうる規定を設けて積極的に統制し、また為替銀行を通じない対外決済のためにする行為を取り締ることができるようにした。
- (3) わが国の対外経済権益を擁護するため、外国人関係のわが国内における財産の取得や処分などについて、必要な場合には、いつでも取り締めるようにしたこと、これによって純然たる国内取引が新たに取締りの対象となり、輸出入になら関係なく、ただ国内における物の売買、預金の引出しや受入れが外国人に関するかぎり取り締りうることになった。
- (4) 国際的な債権の取立関係の行為をすべて取り締ることができるようにしたこと。
- (5) 日銀その他政府の指定する者に対して、為替管理の行政事務の一部を取り扱わせることができるようにし、その事務に従事する日銀その他の職員は公務員とみなすという規定を設けたこと。
- (6) 為替管理上必要な帳簿の備付けを命じ、あるい